

令和3年8月18日

各 社 会 福 祉 施 設 等 設 置 者 様

広島県健康福祉局長  
〔〒730-8511 広島市中区基町10-52〕  
地域福祉課

「まん延防止等重点措置」の適用に伴う  
「新型コロナウイルス感染拡大防止のための早期集中対策」の変更について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和3年8月17日付けで、本県を対象区域に含むまん延防止等重点措置の適用が決定されました。

本県では、感染の拡大及び重症者・死亡者の発生を最小限に抑えるため、別紙のとおり、「まん延防止等重点措置」の適用に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止のための早期集中対策に取り組むこととしました。

ついては、貴施設等の職員及び家族に対して、「まん延防止等重点措置」の適用に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止のための早期集中対策（令和3年8月17日変更）」に記載されている感染防止対策を周知・徹底していただきますようお願いいたします。

- 対策期間 令和3年7月31日（土）から9月12日（日）まで  
（※まん延防止等重点措置の実施期間は、8月20日（金）から9月12日（日）まで）
- 対策エリア 県内全域  
（※ただし、広島市、三原市、廿日市市、呉市、尾道市、福山市、府中市、竹原市、東広島市、府中町、海田町及び坂町は「集中対策重点区域」）
- 主な変更の内容 別添「まん延防止等重点措置」の適用に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止のための早期集中対策」（見え消し版）の下線部

【社会福祉施設等に係る施設担当部署】

施設分野	施設分類（事業所等を含む。）	施設担当課及び担当グループ	連絡先
児童関係施設	子育て支援関係施設等	子供未来応援課 ネウボラ推進グループ	082-513-3175
	保育所・認定こども園等	安心保育推進課 保育グループ	082-513-3174
	児童養護施設等関係施設等	こども家庭課 児童グループ	082-513-3167
	母子・父子及び婦人関係施設等	こども家庭課 家庭グループ	082-513-3173
障害児者関係施設	障害者（児）関係施設等	障害者支援課 指導検査グループ	082-513-3158
	福祉ホーム等	障害者支援課 地域生活・発達障害グループ	082-513-3157
	点字図書館	障害者支援課 計画・県立施設グループ	082-513-3161
高齢者関係施設	老人福祉施設等	地域福祉課 老人福祉施設グループ	082-513-3199
	介護保険施設等	地域福祉課 介護保険事業者指導グループ	082-513-3208
その他施設	地域福祉センター等	地域福祉課 地域福祉グループ	082-513-3144
	保護施設等関係施設等	社会援護課 生活保護グループ	082-513-3148
	隣保館	わたらしい生き方応援課 人権施策推進グループ	082-513-2734